

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	自家用林の指定		
根拠法令及び条項	森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 8 第 1 項第 7 号		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域森林計画の対象となっている森林であること。 ・ 普通林であること。 ・ 1 h a 未満であること。 	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20～30 日程度 (注：休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 20～30 日	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			